

令和4年第4回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 令和4年12月20日 午前10:02

○閉 会 午後 3:35

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
市 民 課 長 内 田 倫 雄	子 育 て 応 援 課 長 伊 藤 佐 和 子
商工観光振興課長 鈴 木 和 彼	都 市 建 設 課 長 佐 々 木 涉
上下水道課長 澁 谷 比 奈 子	教 育 総 務 課 長 齊 藤 栄 子
文化スポーツ課長 石 井 幸 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------

令和4年第4回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和4年12月20日（1日目）午前10時02分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 追加日程第 1 議長辞職勧告決議
- 追加日程第 2 副議長に対する問責決議
- 日程第 3 議案第85号 潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について
- 日程第 4 議案第86号 潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）について
- 日程第 5 議案第87号 潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第88号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第89号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第90号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第91号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第92号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第93号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第94号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第95号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第96号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第97号 潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 9 8 号 潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 9 9 号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 0 0 号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 0 1 号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 0 2 号 秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 2 1 議案第 1 0 3 号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 1 0 4 号 令和 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 5 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 6 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 7 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 8 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 9 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について

午前10時02分 開会

○議長（小林 悟） 改めておはようございます。

傍聴席の皆様、朝からご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和4年第4回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和4年第4回潟上市議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の提出案件の概要について申し上げます。

本臨時会には、先の定例会において審議未了で廃案となった条例案と補正予算案、合計25件を再度提出しております。

これらの案件につきましては、市民福祉、市民サービスの維持・向上に必要不可欠なものであり、早期に議決を得る必要があることから、速やかに臨時議会を招集させていただいたものであります。

議員各位におかれましては、どうかこの趣旨をおくみいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

この後、各案件について担当部長がご説明いたしますので、ご審議の上、何卒ご可決賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番伊勢 潤議員、17番佐藤敏雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本日の提出議案の多くは審議未了となったものであり、詳細な審査は終了しているものと考えます。市民生活に必要な議案等もあり、速やかに審議を進めたいと思います。よって、本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小林 悟) はい、どうぞ。

○7番(堀井克見) ただいま市長からも先般の12月定例会の積み残しであると。市民福祉に関わるものなので、急ぎ臨時会を開いたという趣旨の発言がありました。それはそれとして、潟上市議会では、予算、あるいはまた条例案については、会議の運営規則の中で明確に常任委員会の方に付託をします。常任委員会の方で審査をして、そして進めていくということの決まりがあります。それからいきますと、当然、本会議場でやる前に議会運営委員会というものを開催して、そして会期、あるいは議事日程の協議をし、それを議長の裁きの下で議員の皆さんに諮り、その決定によって会議が進んでいく、これが通常形であります。それがまさに潟上市議会運用規則に合致する姿であります。いくら急ぎとはいえ、25本もの議案、条例とか予算ですね、合わせて。併せてまた前回の予算案に2億3,000万というまぶされた、ボリュームが更に増えた議案であります。これをどういう形で、前代未聞でありますけれども、この本会議で全てを捌いていこうとしているのか、議長もご案内のとおり地方議会、潟上市議会というものは、委員会中心主義というものはずっとまさに運用規則の中で確認し、進めてきております。予算委員会まで設置するという全てのことが議会運営規則の中で決まっております。それをやらないで、今回、今、議長が進めようとしているこの行為というものが、果たして議会制民主主義として、私ども議決機関として、自らの権能を自ら放棄することになりやしないかと私は大変憂えるものであります。そこらについて、なぜこう異常づくめの議会が続いておるのか、先ほど議長がおっしゃったとおり、その原因は12月定例会の5時過ぎの延長宣告をしなかったことから起因しております。したがって、そこらを含めて、改めてなぜこういう進め方をするのか、賛成多数で物事を全てやればよいというものでは全くありませんので、今、基礎的自治体であります潟上市議会のまさに姿が問われております。全国で恐らくこういうことは、ほとんどないだろうと。議会運営委員会をパスして物をやるということは有り得ません。ですから、あなたの責任は更に重くなりますよ。そしてこれ、市内外に発信されたときに、まさに市議会が笑い者になりますよ、全国の。ですから、そのことをきちっとフォローできるだけの理由、根拠というものを、まず明らかにしていただきたい。その上で、また私から必要であれば議長の方にお話をさせていただく、そういうことであります。いかがですか。

○議長(小林 悟) 法的にはね、議会運営委員会の諮問が必須ではないために、本会議

で簡易表決し、異議ある場合は起立による表決で議決するものとなっております。そういうことで行いたいと思います。

○7番（堀井克見） どの法律に基づくものなのか、私どもにも配付をしていただきたい。休憩の下に。

○議長（小林 悟） 全国市議会議長会で確認済みであります。

○7番（堀井克見） いいですか、議長、それは、できること、できないことあるでしょうけれども、そういうことを全国議長会で全てをパスしてやれなんていうことは奨励しているはずもないし、少なくともそれが法律なのか何なのか、ちょっと私どもはちょっと理解に苦しみますから、それを休憩して配付していただいて、まず一度確認させていただきたい。でないと、これ前代未聞のね、この間、大失態を演じて、このような異常事態が発生して、更にその上塗りをするようなことあっては、決して許されない。議会の崩壊につながりますよ、場合によっては。ですから、そこをね、何の法律なのか、今まで我々はそうすれば、法律に基づいて物事やってこなかったと、こういうことになるんですか。どうなんですか。配付してください。わかりませんから、今。

○議長（小林 悟） ここが地方自治法第102条の7項により、普通地方公共団体の議会の会期及びその延長及びその開閉に関する事項は、議会がこれを決めると、このようになっておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○7番（堀井克見） いいですか、このようになっておりますというよりも、潟上市議会、潟上市が誕生して18年になります。今まで議会運営規則に基づいて粛々とやってきていますよ。なぜ今回、そんなに全てを端折って、そして今、強引に進めようとしているのか。有り得ません。きちっと手順を踏んで、市民と直結する、市長が先ほど、福祉の云々かんぬんわかりますよ。但し、そして積み増ししたものもありますよ、12月議会のね。それらは議会の良識の中で粛々と審査をし、意識の中で、ルールに基づきながら早めに仕上げるぐらいのお互いの配慮というものはあってしかるべきだし、私はそう思っています。しかしながら、こういうね越権、まさにもう議会の呈を成していないような進め方をしていくと。あなたの言ってみれば大失態によってね異常事態が発生していると。あなた、先ほどね反省してるし云々と言ったでしょう。舌の根も乾かないうちから、またこういうふうな強引な方法をね、誰の指南によってこういうことやろうとするの。議長というのは中立公平の立場。これ、揺るぎないものでなければならないでしょう。これ、頭数でおせるなんていうものじゃないですよ。議長、あなたね、よく考えてくだ

さい。これ、潟上市議会、これでね通るすか。通りませんよ。許されない、こういうことは、はっきり言って。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 堀井議員から根拠を示せということで根拠を示しました。渡しなさいというふうなことも言いましたね、資料をね。だから、まず休憩かけて渡して、これができるんだというふうなことをみんなに示してください。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

.....
午前10時35分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を再開します。

13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 先ほど堀井議員は堀井議員の意見を出しましたけれども、私どもは私どもの意見もありますので申し上げますが、今回のこの議案というのは、まず、ざっくばらんに言って、ある程度日程を、議会運営委員会を通しましてですね、その日程の中で議案審議はしてきております。本当は報告の段階でのこういう不祥事が発生したけれども、まず、私はこの日程第2に従って、まず地方自治法、それこそ今言ったように、102条ですか、この6にあるように、この議会でこの会期の日程を定めまして、そして進めていただきたいと、このように思います。会期の日程を諮ってください。

（「そうでないと進まないんですよ。」の声あり）

○議長（小林 悟） 本会議の会期の本日の日程にすることに賛成の方は起立を願います。

（「駄目だって、議長。」の声あり）

（賛成者起立）

（「こういうことやるの。できることとできないことあるでしょう」の声あり）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、会期は本日1日と決定しました。

（「駄目だ。待で待で待で。」の声あり）

○議長（小林 悟） 日程第3、議案第85号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）についてを議題とします。

（「議長、動議。」の声あり）

○議長（小林 悟） はい、動議どうぞ。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

.....

午前10時44分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、6番澤井昭二郎議員から、議長辞職勧告決議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。議長辞職勧告決議は緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職勧告決議は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

私事ですので、退場し、議長を副議長と交代します。

暫時休憩します。

（18番 小林 悟議員 退場）

午前10時45分 休憩

.....

午前10時46分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

【追加日程第1、議長辞職勧告決議】

○副議長（佐藤敏雄） 追加日程第1、議長辞職勧告決議を議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。6番澤井昭二郎議員。

○6番（澤井昭二郎） 小林議長に対する辞職勧告決議。

地方自治法第104条第1項には、普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するとあります。しかし、小林悟議長は、この権限に基づく議長の職責を果たせずに、議会に大きな混乱を招きました。

議会は、小林 悟議員を議長としては不適格であり、議長として認めることはできないことから、議長辞職を勧告するものであります。

本日ここに臨時議会が開催されたその原因は、小林 悟議長の頭の中に議事運営の基

本である会議規則の、会議は午前10時から午後5時とする、これが全くなかったことにあります。このことにより、午後5時を過ぎても平然と漫然と会議を続け、その結果、審議未了、流会という、議会としては議決権の放棄につながる絶対にあってはならない最悪の事態を招きました。

さらに、市当局の行政運営に多大なる影響を与えることにもなりました。

新聞報道によれば、小林議長は「わかっていたが委員長報告を止めるのを躊躇した」とありますが、これはもはや言い訳、誠に見苦しい言い逃れであります。どんなことを言っても自身が招いた結果を翻すことはできないものであります。

審議未了による影響は甚大であります。議決ができなかった、そんな生易しいもので済まないものであります。

10月から市当局、議会事務局との何人もの職員が本会議に向けて協議し、準備してきたものが、小林 悟議長の誤った議事運営で一瞬にして全く白紙となり、11月30日から12月16日までの期間の12月議会、市当局が議案を説明し、議会が審査して審査報告書まで作成していたものが、同じく一瞬にして全く白紙、全て白紙、消滅しました。何もなくなりました。さらには、当局の行政運営にも支障が生ずることになりました。地方自治法第119条には、会期不継続の原則があり、審議未了により議案は廃案となり、前の議会の審査内容をもって次の議会で議決することはできないのであります。

12月定例会最終日の16日の状況にするには、時計の針を11月30日に戻して全て一からやり直す以外ないのであります。

小林 悟議長の行った議事運営は、謝罪と心を入れ替えた新たな議長の決意表明程度で許されるものではありません。一般企業であれば社長の辞任に当たる内容であります。議会の長であるならば、その責任の取り方は明白であります。小林 悟議長の責任の取り方は、辞職の選択しかありません。それが社会通年上の当たり前の対応であります。

小林 悟議長は、議長としての知識、見識、統率力等、何一つ持ち合わせておらず、議員としての素養も大きく欠き、その結果、誤った議事運営を行ったことが今日のこの日を招いたのであります。

小林 悟議長は、このたびの自ら行った行為を改めて深く反省するとともに、行ったことの重大さに鑑み、潔く議長の職を辞するよう強く求めるものであります。

令和4年12月20日

潟上市議会議員 澤 井 昭二郎

○副議長（佐藤敏雄） この動議に対しまして、これから質疑を行います。質疑ある方いらっしゃいますか。質疑はないですか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、いらっしゃいますか。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） おはようございます。

小林 悟議長の辞職勧告決議に対する反対の討論をいたします。

先の第4回議会定例会最終日において、小林議長は、会議規則に定められた会期時間の延長の宣告を遅れて発したことにより審議未了となりました。その瑕疵によって本日の臨時会となりましたことは、誠に遺憾であります。

しかしながら、小林議長におきましては、その瑕疵を認め、そして今後の議会運営に細心の気配りをもって当たっていくとの弁明もありました。私もそれを切に願うものであります。

申し上げるまでもなく、議会に課せられた使命は、潟上市民の生命と財産を守り、安全・安心に暮らせる市民福祉の向上にあります。それゆえに、議員には選良としての自覚と資質と人間力が求められます。

小林議長におかれましては、就任以来、一貫して円滑な議会運営に腐心してまいりました。市民の期待するところも、またそこにあるというふうに確信するものであります。

よって、小林議長の辞職決議案を反対するものであります。

以上です。

○副議長（佐藤敏雄） 次に、賛成討論のある方、いらっしゃいますか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私から、小林 悟議長の議長辞職勧告決議に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、私は、澤井議員と同様に、本日の会議がなぜ開かれたのか、そのことを考えております。その原因は、そして要因は、考えるとその行き着く先は小林議長の知識のなさによる誤った議事運営によるものであります。これに尽きるものであります。

さらに、その背景には、議長が、小林 悟議長が会派を離脱せず、自身の議事運営に有利な過半数の議員を常に仲間として抱え、慢心、心の緩みをもって議事運営を行った

ことにあります。それが招いたものであると私は言わざるを得ません。過半数の仲間という議員を抱えた慢心の議事運営の結果であります。

議長の持つべき公平、公正さに欠けた姿勢が招いたものと言わざるを得ません。

議長の誤った議事運営による影響は、決議にあるとおり、市の当局、議会事務局、さらには議員に多大な影響を、そしてまた迷惑をかけておることは明白であります。

既に、既に削除はされましたが、本会議の審議未了は、この議場におられるある方がフェイスブックで、三流ゴシップ週刊誌の記事のごとく、事実を自分の都合にいいように断片的に切り取り、「ある会派、ある議員の市政への嫌がらせ。議会の私物化により議会は審議未了となった。市民の皆さん、どう思いますか。」と発信し、ある議員に名指しされた一人の私は、私の議員活動を全否定され、ひたすら困惑と迷惑を受けております。これもひとえに小林 悟議長の誤った議事運営によるものであります。事実を市民に包み隠さずにお知らせするのに、私は大変苦勞しております。本来の議員活動にも支障を来し、私は一議員として大変迷惑をしております。

さらにいろんな経緯がありますけれども、さきがけ新聞にも載りましたけれども、あの記事のとおり、私は議事録のマイクロフォンの音声の開示まで求めて、そして判断をしましたが、私はその部分において記事のとおり聞くことができませんでした。その途中で採決されたという経緯もありました。まさに残念でなりません。市民に、ややもすれば誤解の与える記事であったと私は未だに思っております。

さて、議長の責任の取り方は、先ほどもありましたが、社会通年上、もはや辞職以外はありません。謝罪し、今後は心を入れ替えて職責を全うしてまいりますなんていう程度で済まされるものではありません。どういう神経しておりますかね。しかも、今日のこの今に至るまでの議場の進め方、まさに許されるものではありません。12月定例会で私が辞職勧告で警鐘を鳴らした。小林議長が議事運営を続けることは、議会の醜態を晒し、議会議員の市民からの信頼を失墜させるのは誠に残念なことに現実となっております。

議員の皆さん、仲間意識のみで議長を守ったことが、今日の姿ではありませんか。議員の基本は、是々非々でなければなりません。過半数の議員が集まれば怖いものなしでやってはなりません。小林議長の行った議事運営に一切の問題なし、謝罪により不問に付することなんかできません。今こそ議員の判断が、一人一人、一人一人試されております。皆さんの賢明なる判断を切に切にお願いし、私の賛成討論といたします。

以上であります。

○副議長（佐藤敏雄） 次に、反対討論の方、いらっしゃいますでしょうか。13番西村武議員。

○13番（西村 武） 私からは、小林議長に対する辞職勧告決議案に対する反対の立場から申し上げさせていただきます。

確かにご指摘のとおりだと思いますけれども、私は小林議長に対して期待するところは、これらを肥やしとして、尚一層市民福祉の向上と、そしてまた、議場の秩序保持、あるいは品位、そういうものを一層高めるよう期待をしております。そのためにも、この小林議長からは、最後まで議長として務めていただきたいと、そういうことを申し上げまして議員の皆さんのこの辞職勧告に対する、決議に対し反対する立場でご賛同をお願いを申し上げまして私の辞職勧告決議案の反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐藤敏雄） 次に、賛成討論の方、いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） では、反対討論の方はいらっしゃいますでしょうか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 私は、小林 悟議長に対する辞職勧告決議案、反対の立場から物を申させていただきます。

小林議長が冒頭、謝罪をしております。また、会派を離脱しなくてもよいとなっておりますことから、もう少し理解をしていただければと思います。

それで、この現状こそが行政運営に最も支障を生じさせていること自体、考えものだと思います。

それで、議事運営の基本であります議会運営委員会の所管事項について、議会運営委員会は地方自治法第109条第3項の規定に基づき、概ね次に掲げる事項を協議するものとするの中の（3）議運の性格、議会を円滑に運営するための協議機関、議長を支えている機関として裏方存在となっております。やはり私たち一人一人が議長を支える裏方として、もう少し円滑な議会運営が必要だと思います。そういった点から、こういった動議、たびたび出る動議というのは、いかがなものでしょうか。私はそういった観点から、小林 悟議長に対する辞職勧告決議というものに反対の立場です。

議会の皆様、常識ある判断をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（佐藤敏雄） ほかに討論のある方、いらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議長辞職勧告決議を採決いたします。本動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（佐藤敏雄） 起立5名であります。

本動議に反対の方、起立願います。

（反対者起立）

○副議長（佐藤敏雄） 起立10名であります。

したがって、議長辞職勧告決議は否決されました。

ここで小林議長の入場を求めます。

暫時休憩します。

（18番 小林 悟議員 入場）

午前11時08分 休憩

.....

午前11時09分 再開

○副議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長、登壇をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

.....

午前11時10分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3・・・

（「議長、動議」の声あり）

○議長（小林 悟） はい、動議。

（「佐藤敏雄副議長に対して問責決議案」の声あり）

○議長（小林 悟） 提案書を出してください。

暫時休憩します。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、5番佐藤義久議員より、副議長に対する問責決議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立します。

お諮りします。副議長に対する問責決議は緊急を要する事件と認め、追加日程第2として審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、副議長に対する問責決議は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することに決定しました。

佐藤副議長の退場を求めます。

（17番 佐藤敏雄議員 退場）

【追加日程第2、副議長に対する問責決議】

○議長（小林 悟） 追加日程第2、副議長に対する問責決議を議題とします。

動議の提出者の説明を求めます。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 5番佐藤義久です。

佐藤敏雄副議長に対する問責決議。

佐藤敏雄副議長は、副議長選出のときの挨拶で、このようなことを述べられております。副議長の大役を仰せつかりました。議長をサポートしていくことはもちろんながらも、他市の見本となるような市議会を目指してまいりたい、このような強い決意でございます。

このたびの小林 悟議長の議事運営の誤りによる審議未了は、新聞報道により、市内外に広く発信され、他市からは失笑を買う、実に情けない状況に至っております。

副議長には、議長を補佐するという重要な職責があります。佐藤敏雄副議長は、選出時にそのことを自覚され、他市をリードする議会に導きたいとまで立派に決意表明されたことが、何一つ全く実践されなかったことが、このような事態を招いたのであります。

議長を補佐する立場の副議長の責任は、決して免れるものではありません。佐藤敏雄副議長は、副議長の職責を果たせなかったことを猛省し、今後、選出時に申された決意

を今後は確実に実践されるよう望むものであります。

令和4年12月20日

潟上市議会議員 佐藤 義久

以上です。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 私は、今提出された佐藤敏雄副議長の問責決議に対して、反対の立場から討論させていただきます。

佐藤敏雄副議長におかれましては、2月22日就任時の挨拶でもありましたように、議長をサポートして他市の見本となるよう市議会を目指すと、日々研鑽されています。

確かにこのたびの12月16日の流会においては、議会に混乱を招いたものではありませんが、それでも議長が退場した際の副議長としての議事進行には全く不備はなく、そして、議長を支える立場として、円滑な議会運営のため、今も日々ご尽力なさっていると思います。こういった観点から、佐藤敏雄副議長の問責には当たらないと私は思います。そういった観点から反対の討論をさせていただきました。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 賛成討論なしと認め、反対討論、賛成討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから副議長に対する問責決議を採決します。本動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立6人です。

反対の方は起立願います。

（反対者起立）

○議長（小林 悟） 起立10人です。

したがって、副議長に対する問責決議は否決されました。

佐藤副議長の入場を求めます。

(17番 佐藤敏雄議員 入場)

【日程第3、議案第85号 潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第3、議案第85号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）についてを議題とします。

議案第85号について当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第85号、潟上市上下水道事業経営審議会設置条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしました説明資料、ピンクの表紙の1ページをお願いいたします。

本条例は、水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、潟上市上下水道事業経営審議会を設置するものでございます。

条例の主な内容についてご説明いたします。

所掌事務は、諮問に応じて「水道事業及び下水道事業の経営に関すること」、「水道料金・下水道使用料及び戸別合併処理浄化槽使用料に関すること」及び管理者が必要と認める事項について審議し、答申をすることとでございます。

委員数は10名以内で、任期は委嘱の日から答申をする日まででございます。

報酬の額は、1日当たり3,000円で、このほかに調査活動や答申書作成に要する費用を支払います。

なお、施行日は公布の日としており、本年度中に公募委員を含めた委員を委嘱する準備を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 委員長報告のところでも聞きたかったんですが、まず今、今日、前さ戻ってということでしたので、ちょっとお伺いします。

主な内容の1番の所掌事務、水道及び下水道事業の経営に関することと、このように書いております。それで、前回統一したときに経営審議会というものは設けていなかったわけですがけれども、企業経営という基本をするために職員がいるわけでもございまして、料金改定の資料とかは自分たちで作る、いわゆる経営審議会での説明、議会での説明、住民説明会の説明ということは今度やっていかなきゃいけないわけですがけれども、自分方でこの経営の在り方を考えることによりまして、経営審議会とかそれぞれの説明が可能になるかと思うわけです。これは職員としての一番の基本ではないかと。いろんな資

料を集めて原価計算をすることによって、公営企業というのは独立採算でございますので、その考え方が反映されて初めて水道経営及び料金設定がなされるかと思うわけです。それで、職員がここの基本的なところはやるべきではないかと思えます。

それから、アセットマネジメントの経過として、施設管理の年度とか更新年度とかそれぞれの費用がわかりますので、それらの経費、減価償却とか企業債の利息、償還分とかを年度ごとにプラスして原価計算をすべきと考えますが、この経営という部分が非常に引かかるわけですが、その点についていかが考えますでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この基本的な経営に関する資料等、経営に関することというのは、もちろん当局の方で考えてやるべきものということで、菅原議員のおっしゃるとおりでございます。

資料作り等、経営的な考え方については、もちろんこちらの方で考えて準備するわけでございますけれども、その中で皆様の、市当局じゃなくて市民の意見を参考にさせていただきたいということがありますので、今回、審議会の設置を提案させていただきました。実質、やはり経営に関すること、責任を持って市の方でやっていくということは当然のことと考えております。経営に関することということですが、もちろん今申しましたとおり、こちらで考えることですが、経営の重大な場面において判断をしなければいけないようなときには、相談しなければいけないという場合もございますので、そのときのためにこの経営に関することという文言を入れさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 今の説明ですけれども、料金改定のために七百何万、それからソフト開発のために百何万という発注をされましたよね。これが全て原価計算において皆さんの今度の水道料金に全部跳ね返るわけでございます。したがって、私も2回ほどこの料金改定のことには携わってやったわけですが、自分方でやってお金をかけないで、それでやって、そのいわゆる原価をできるだけ安くして、それから説明するときも説明しやすいということで、あくまでも経営審議会というのは、自分方で考えたやつを答申するためということであれば前もやりましたので、それは賛成なんでございますが、ここの例えば公認会計士を入れてとか、税理士を入れてとかという、結構金

額かかる方が、これ調査活動の答申書作成の実務に要する費用とあって、こういうふう
に書いてますので、ここの点についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この報酬の額ですけれども、調査活動または答申書作成に実務に要する費用というこ
とですけれども、これは実際にこちらで想定しているのは、会長なり副会長がこの答申
書を作るわけですけれども、それに要する時間がございますので、その時間を想定して
いるということでございます。それほど多くの時間を要するというところまでは考えて
おりません。

以上です。

○15番（菅原龍太郎） 1,000万近い金の発注の考え方は。

○建設部長（畠山 修） すみません。発注の方ですけれども、やはりこれからの更新費
用を算定するに当たりましては、やはりこちらの方の技術力だけでは算定しづらいとい
うところもございますので、その部分はアセットマネジメントとして委託して調査結
果をいただいているということでございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 私から見ますと、こういうお金で1,000万もかける、これ原価
計算で全部反映されるということをおわかって恐らく言ってると思いますけれども、公営
企業というのはあくまでも独立採算だということで、いわゆる業者が作ってきたものを
精査はするんでしょうけども、特にそう難しいわけでもございませんし、エクセルで私
は十分できる世界なのかなと思っております。

それから、今言いましたように、アセットマネジメントで本管の布設替えとか施設の
老朽化とかいろいろ出てくるかと思えます。その経費が何年度に発生するかって、恐ら
く明細は間違いなく出てくるかと思えます。その財源についても説明があるかと思
いますけれども、その点についてちょっと費用をかけすぎなんじゃないかと。自分たちで
やるという意識はなかったものなのかどうか、その点についてお伺いしたい。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道事業の施設というのは莫大なものがありまして、管路の延長でももう200キロ以
上ございますので、それを全て拾って行って、それに工事費がどれぐらいかかる、耐用

年数がどうなっているということを調べてまとめるということは、なかなか大変な作業でございますので、その部分を委託して今後の経営に関する費用を判断するためにアセットマネジメントを外注したということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 政策協議会の中でもお聞きしましたがけれども、改めて本会議の中でお聞きしたいと思います。

水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るためということで経営審議会を設置するということですが、委員数は10人以内ということですがけれども、主にどのような方を必要と考えるのかということと、これは市長の推薦でいいのか、それとも議会にかけて承認いただくのか、そこら辺の決め方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

識見を有する者ということで、大学の先生であったり、税理士等を考えております。そのほかに利用者として大口の利用者であったり、小口の利用者を考えております。そのほかに公募を実施して経営の方の中身を知りたい、意見を言いたいという方を公募いたしまして10名以内ということで考えております。

選び方としては、公募以外の人は、こちらで選定するということになるかと思いません。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） どのような方が委員として選ばれるかということはわかりましたけれども、最終的には議会の議決を得るのか、それとも市長が指名してそれで終わりなのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 審議会のメンバーにつきましては、議会の方に報告することにはなっておりません。

以上です。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） この任期についてですが、委嘱の日から答申の日までと書いてありますが、常時設置しておくわけにはいかないですか。ということは、水道管、下水管、

交換だとかいろいろ情報も入ってくるだろうし、審議委員にお諮りする必要があるので、年に何回か会議やれるような方向でいった方がいいと思いますが、いかがですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この審議会の設置に関してでございますが、市長から諮問を必要とする案件が出た場合に審議会の方に諮問すると。答申をいただくと、そこで一つの諮問が終わるということで、そこまでの任期を考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 部長の説明はわかりましたけれども、諮問が出た段階で改めて委員を選出したりするんですか。だから常時作っておいた方がいいのではないかとということをお伺いしたいんです。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この諮問についてですけれども、上下水道の事業で大きく経営に関わる問題が生じた場合に諮問をするということですので、頻繁にこの諮問が発生するということは考えておりませんので、その上で答申までの日ということ一度任期を終わると考えております。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 部長の説明はわかりましたけど、各布設している方々、配管の老朽だとかという格好で、都度あればそのたびに委嘱するんですかっていうことをお答えいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この審議会に諮問する内容については、経営や使用料の大きな部分について諮問するということですので、どここの工事をやる場合とか、そういうものについてまで、この審議会の中で審議するというものではなくて、これからかかる費用を考えた上でどのように経営に生かすか、使用料に反映させるかということを考える審議会だというふうにご理解していただきたいと思います。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） これは市政協議会のときもいろいろ協議したんですが、今日改めて担当部長の答弁をいただくと、わかる部分、そしてまたちょっと理解できないなという部分があります。根拠法令というのが地方公営企業法第14条ということで、2番目にうたってありますけれども、この公営企業法というのは、第14条というのは、いつできた法律なのか。これに基づいて、今までも潟上が18年なるわけですが、当然下水道も上水道も脈々と続いて事業を展開してきております。そういう中で、どういうこの法律、根拠法の下で、どういう背景で今日こういう審議会の設置という条例が提案されたのか。そのやっぱり経営というか背景というか、それをやっぱりまず明確にしてもらわないと、ここらはさておいて主な内容等々ということで3つ、4つ挙げていますけれども、ここ議論してでも、やっぱりまず根拠、まさに根拠というものを、背景というものをしっかりと説明していただきたい。これがまず一点。

まさに今、全部これ25本、今日本会議でやろうとしていますから、できるのかできないのか、時間的に、物理的に、わかりませんが、まずちょっとそこら辺、まずひとつ。

それから、所掌事務ということで3つぐらい挙げています。先ほども同僚議員が議論しましたけれども。水道事業及び下水道事業の経営に関する事、この経営に関することなんていうのは、まさに先ほど同僚議員もおっしゃいましたが、経営主体は潟上市ですから、水道事業の経営に関する事なんか行政の責任において、きちっとやっぱり検討し、そして作り、そしてやっていくというものが、私はやっぱり本来のあるべき姿。やったものだとしてもですよ、仮に今これ見ますと、3、4を見ますと、大した期間は長くないのか、そのとき一時だけかというニュアンスの話。はっきり言ってその方々が、例えば大口の利用者とかよくわからない。水道、余計使うということかな。その方々が来て何聞くのか、何しゃべってくるのか、わかりません、私は。ですから、どうもこういう機関、要するに審議会を作って、要は自分方でやったやつは、まあいいなというふうなことを、いいねをいただいて、そして市民の声なりを聞いたという、ちょっと表現悪いかもしれないけれども、そういう何ていうか環境づくりというか、そのためにこういうものを作るのかなと。だとすれば、やっぱり私はこれどうなんだと思いますよ。

それから、委員10人というのは、何でこれ10人カウントしようとしているのか、以内ってば1人でも3人でもいいわけだし、マックスで10人ということでしょう。この10人以内って定めたまさに根拠って何なんですか。例えば10人も指名するとすればだ、

選ぶとすれば、明確にこうこうこうこうこういうまさにプロ、自他ともに認めるような方々が来ないと、経営だとかこういうものに対する審議なんてできっこないですよ。水を使う人できるはずねすね、常識に考えて。下水道流す人、だからそこら非常に曖昧でわからない。

それから、任期も委託の日から答申する日までって、わからないですよ。長いのか短いのか、中間なのか。これ、法律としてきちっと要件を満たしているこれ文言ですか。委託の日から答申の日まで。これ、誰がどう判断へばいいかさっぱりわかんない。まず委嘱、それから報酬の額も、これは協議会で私申し上げたけれども、3,000円プラス調査活動、答申書の作成の実務に要した費用とある。括弧して予算の範囲内で市長が定めると。そもそも、例えば予算を計上する範囲でどのくらいかかるとか、そういうものがどういう形で算定されるのか、やってみなきゃわからないものでしょう。流動的だし、はっきり言って、協議だとか調査が長引くかもしれないし。それだって定めがないし、非常にわかりづらい。市長が定めると。例えば10万でも15万でも定めたとすれば、長くなればどうするの。答申作成のために時間がかかればどうするのと。もう打ち切りで、それを按分して払うということになりかねないでしょう。逆に予算の範囲内と。予算というのは、必ず根拠があって予算計上するわけだから、我々も審査する。だから、これを見ると、予算の計上の時点で、範囲内とかっていったって、これ実に論拠が曖昧で理解できない。ですから、ここら辺どういう形にするのか、はっきり言って、私老婆心ながら、これはこれとしてやっぱり運用規定というか運用規則というか、そういうものをきちっとやっぱり具備させて、並行して進めていくんだというぐらいの、やっぱりスタンスでないと、この条例、できたとしてもなかなか曖昧でわからない部分がありすぎ。しかもその市長が、今言ってみれば選んで委嘱すると。議会には報告すると。事後承諾だね、言ってみれば。そういうやり方をするとすることは、まさに議決機関がその以前にも何もわからないし、こうですよって言えば、それに対して意見を言う機会すらないということに終始するわけだけれども、ここら、これ3回よりできないからね、私が今、長々としゃべってるんだけど、聞いているのは5点、6点あるからね、一つ一つ丁寧に答えて。そして今これ、納得すればやめるし、納得しないと2回目の質問いくから。はい、どうぞ。

○議長（小林 悟） 時間です。昼食に入りたいと思いますので、この質疑は午後からまた、1時半から始めたいと思います。宜しくお願いします。

昼食のため、休憩します。1時半まで休憩したいと思います。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 午前中の堀井議員のご質問にお答えいたします。

まず、公営企業法ですけれども、この公営企業法は昭和27年法律第292号として成立しております。

その第14条でございますが、地方公営企業法第14条、地方公営企業を經營する地方公共団体に管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設けるといふ条文がございますので、それを適用しております。

次に、委員の人数の決め方ですけれども、これについては決まった人数はございませんので、他の自治体の構成人数等を参考にして決めております。

構成につきましても、ほかの自治体の例を参考に決めさせていただきました。

報酬についてですけれども、会議1回につき3,000円と。その他、答申作成等に係る費用につきましては、この条例制定後、予算要求に向けて詳細を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○7番（堀井克見） 了解。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。

（「人数確認して」の声あり）

○議長（小林 悟） 人数確認したいと思いますので、もう一回ご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 16対1です。起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

【日程第4、議案第86号 潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第4、議案第86号、潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第86号について当局より提案理由の説明をお願いします。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第86号、潟上市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

本条例（案）は、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための高齢者部分休業制度を導入するため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき条例を制定するものでございます。

高齢者部分休業の対象者は、55歳に達した潟上市職員で、勤務時間38.75時間の2分の1を超えない範囲で5分単位で取得が可能となります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されま

した。

【日程第5、議案第87号 潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第5、議案第87号、潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第87号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第87号、潟上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

本条例（案）は、地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるもの、及び組織の新陳代謝を確保し、組織の活力を維持するため、役職定年年齢を60歳とするもの、並びに60歳に到達した日以後、定年前に退職した職員に対し、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」の導入でございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第88号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第6、議案第88号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第88号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第88号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

本条例（案）は、地方公務員法の一部改正に伴い、本市の関係条例を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、「潟上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」及び「潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」により、役職定年制による降給及び給料月額等の規定を整備するもので、60歳の役職定年後は管理監督職以外の職に降給し、その給料月額を降給前の7割とするものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

【日程第7、議案第89号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第7、議案第89号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第89号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第89号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。

本条例（案）は、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容でございますが、市議会議員の期末手当の支給割合を0.05か月引き上げるもので、令和4年度12月期の支給割合を1.55か月から1.60か月に、令和5年度以降の支給割合を6月期、12月期ともに1.575か月に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 15対2で起立多数。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

【日程第8、議案第90号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第8、議案第90号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第90号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第90号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

本条例（案）は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉

手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、一般職の職員の勤勉手当の支給割合を、令和4年度12月期0.925か月から1.025か月に改め、令和5年度以降の支給割合を6月期、12月期ともに0.975か月に改めるものでございます。

再任用職員については、令和4年度12月期の支給割合を0.45か月から0.50か月に、令和5年度以降の支給割合を6月期、12月期ともに0.475か月に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

【日程第9、議案第91号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第9、議案第91号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第91号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第91号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、市長、副市長及び教育長の期末手当について支給割合を0.05か月引き上げるもので、令和4年度12月期の支給割合を1.55か月から1.60か月に、令和5年度以降の支給割合を6月期、12月期ともに1.575か月に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 15対2で起立多数。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

【日程第10、議案第92号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第10、議案第92号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第92号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第92号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の8ページをお願いします。

本条例（案）は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給料月額を上げるものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

【日程第11、議案第93号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第11、議案第93号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第93号について当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長(菅生 司) それでは、議案第93号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例(案)についてご説明いたします。

説明資料の9ページをお願いいたします。

本条例(案)は、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを導入するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容につきましては、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機を利用して印鑑証明書の申請及び交付を可能とするものでございます。

なお、この条例は、令和5年1月10日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

【日程第12、議案第94号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第12、議案第94号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第94号について当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第94号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の10ページをお願いいたします。

本条例（案）は、各種証明書の発行に係る受益者負担の適正化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容についてでございますが、原価計算により各種証明書等の手数料を1通または1件当たり300円に、同様に地籍調査成果の交付を500円に変更するものでございます。また、証明書自動交付サービスによる証明書の交付を令和5年1月10日から1通当たり150円で開始します。令和5年4月1日からは他の証明書等と同様に1通当たり300円を予定しておりましたが、マイナンバーカードの普及促進を図ることを目的に、令和6年3月31日まで経過措置期間として引き続き150円としております。

なお、この条例は、証明書自動交付サービス関係が令和5年1月10日から施行し、各種証明書の発行に係る受益者負担の適正化等については令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 各種証明書の値上げによる収入増の見込みは幾らなのかということが一点と、これは市民サービスの一環として値上げは、ほかの市みたいに200円に抑えるべきではないか、そのようなことを検討したのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問にお答えいたします。

手数料の値上げで令和3年度実績の計数に令和5年度の見込みを掛けた場合、窓口交

付を70パーセント、コンビニ交付を30パーセントとした場合ですが、約220万ほど令和3年度と比べれば増加する見込みであります。

手数料の検討に当たっては、企画調整会議及び部長会議を経て検討しております。その中において案が3つほどありまして、300円にする案と200円にする案2つありましたが、検討した結果、300円としたものであります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私は、議案第94号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について反対の立場から討論いたします。

例えば住民票150円を300円、その他の各種証明書も値上げするものですが、ほかの市はたいてい200円になっているので、他市並みにするべきではないか。原価計算の結果とは思いますが、市民サービスの一環として、今回の値上げは抑えるべきではないか、そのように思います。

以上で討論を終わります。

○議長（小林 悟） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 15対2で起立多数。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

【日程第13、議案第95号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第13、議案第95号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第95号について当局より提案理由の説明を求めます。澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） それでは、議案第95号、潟上市体育施設条例の一部を改正する

条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

本条例（案）は、体育館使用料のうち、市民と市民以外の差別化を図ること及び施設利用者の費用負担の適正化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な内容及び施行日は資料記載のとおりでございます。

主な改正内容でございますが、天王総合体育館、昭和体育館及び飯田川体育館の使用料を変更するものでございます。そのうち、個人使用については、児童・生徒20円を市民50円、市民以外を100円に、学生・一般50円を市民100円、市民以外200円に変更しております。団体に貸し切る場合については、3体育館とも市民以外を市民の倍の額としております。

また、天王総合体育館のトレーニングルーム使用料として、市民100円、市民以外200円を新たに加えております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

【日程第14、議案第96号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第14、議案第96号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第96号について当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第96号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の12ページをお願いいたします。

本条例（案）は、廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図る等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

クリーンセンターへの直接搬入の手数料については、100キログラムにつき660円を50キログラムまで500円、50キログラムを超える部分は10キログラムにつき100円とするものでございます。

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料については、主なものとして、一般廃棄物収集運搬の許可を4,000円、浄化槽清掃業の許可を5,000円とするものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 15対2、起立多数。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

【日程第15、議案第97号 潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第15、議案第97号、潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第97号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第97号、潟上市下虻川財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

本条例（案）は、下虻川財産区の廃止に伴うもので、内容は「潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」、「潟上市特別会計条例」及び「潟上市財産区財政調整基金条例」の下虻川財産区に関する規定を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

【日程第16、議案第 98号 潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第16、議案第98号、潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第98号について当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第98号、潟上市墓地公園設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

本条例（案）は、下虻川財産区の廃止に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容でございますが、下虻川墓地公園を構成する5か所の墓地全256区画を市営墓地公園に追加するものでございます。また、使用料につきましては、今までと同様1区画当たり6万円でございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

【日程第17、議案第99号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第17、議案第99号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第99号について当局より提案理由の説明を求めます。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） それでは、議案第99号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の16ページをお願いいたします。

本条例（案）は、潟上市天王ふれあい交流センターをコミュニティ活動の促進のみならず、地域経済活動の促進にも寄与する施設として位置付け、利用料金等必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、当該施設の運用を変更するもので、設置目的、施設の区分及び利用料の上限額を変更するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 現在、入湯税を取っていませんので350円で市民の方は入浴しておりますけれども、これを入湯税を廃止するということで500円にするということで、入浴料が現在より上がるわけです。今回の値上げによって減収ということは考えなかったのかということが一点と、それから、ふれあい交流センターの場所の一角を会社に貸すということで、市との契約になるのか、グリーンランド株式会社との契約になるのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは入浴料の値上げによる減収についてでございますが、若干の入浴者数は減ったとしても、値上げにより、ほぼ収入は変わらないものと見込んでおります。

また、次に利用者への貸付けでございますが、これはあくまでも天王グリーンランド株式会社が入居者に対し、テナントとして利用申請を頂戴して許可をすると、そういった形態になります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 1つ目はわかりましたけれども、2つ目は市のものをグリーンランド株式会社が契約の当事者になるというのは、宅建法上ちょっとまずいんじゃないか、そこら辺の検証というのはしましたか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

同社は生業として不動産を斡旋しているものではございませんので、宅建法上の縛りは何ら受けません。また、当該事案につきましては、市の顧問弁護士にも確認をし、何ら問題ないことを確認してございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） まずこのコールセンターは、ある意味では県の事業のように考えられます。それを潟上市として県から優先的にこの会社の誘致をしたと。そのための便宜を図らざるを得ないということで、遊休施設とみなしたふれあい交流センターをグリーンランド株式会社の名の下に賃貸をするということで、当初の目的外の活用、利用ととらまえられると思うわけです。今、私ら、ふれあい交流センターは、食菜館くららやレ

ストランやいろいろなことをやっておるわけで、そのためには温泉を掘削して再度温泉として天王温泉くららとしてやるべきが本望であって、あえてコールセンターのための賃貸借業務をさせるのはいかななものかということに対する明解な答弁をお願いしたい。市民の健康と保養のために、この施設に過去、天王町以来50億以上の予算を投入し、温泉施設だけでも十七、八億をかけているわけです。途中で一回ボーリングをし直して、まだ六、七年よりなりません、なぜこのように温泉が枯渇したのか、その原因も究明せず、一番最初に掘った平成10年のボーリング跡地はどうなっているのか。そこから源泉を持ってきて、こちらまでの1キロの間にどれくらいのお金をかけたかということを考えるなら、現場を無視した判断はいかななものかと。まして、燃料高騰に伴う実証試験として木材チップで加温したらいいだろうということで十数年前にやったが、それもほったらかしという現状を考えると、第三セクターみたいな形になって管理者制度を設けてやっているとはいえども、8,000万円のグリーンランド株式会社の資本そのものは、既に1,000万円前後になってしまっている現状を考えると、再度、まちおこしに温泉を掘削してやるべきが妥当かと。今これ、準備室ということになっているんですけども、いろいろな話では既に150人ほどの椅子やテーブルを用意して、実際にコールセンターをやるんだというようになっているのは、議会での説明が不十分であると思うわけで、これに対して明解な考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは1点目、誘致に関してでございますが、今回、県内で他市町村も含め各市がプレステージの誘致に動いております。したがって、県としては県内の市町村は全て平等であり、その中の競争を勝ち抜いて潟上市がプレステージの誘致を成案化したというのが事実でございます。

それから2点目、これは全員協議会のお話申し上げましたが、温泉井を掘削しないと、そういった判断をしたわけではなく、現在活用できる補助金等の調査を行いつつ、天王ふれあい交流センター全体の最適化に関する検討を続けると。それとはまた別に、遊休施設となっている施設の有効活用を図りたいということで、今般、先に民間企業への貸し出しの条例改正案を上程させていただいたところでございます。

それから、最後に3点目でございますが、確かに当社、準備室という名称にはなってございますが、150名の方が潟上新キャンパス建設のための準備をするということでは

なく、令和8年4月に240名で事業が一気に開始できるように、いわゆるOJTを行いながら実際のBPO業務を行うということでございますので、準備室という名称ではありませんが、キャンパス建設のための準備をする人員ではないと、そういったことになります。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ただいま部長から縷々、明解とはいえないけれども、それ相応のご回答がありました。これは、後出しじゃんけんのようなもので、温泉が枯渇したのだというよりも、人的な被害なんです、これ。温泉は掘れば出るんです。そういうことからすると、掘って温泉を出して、そして貸してやってください。希望して終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番堀井克見議員。反対討論からですね。

○7番（堀井克見） 反対討論。

○議長（小林 悟） はい、お願いします。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） ちょっと余計なことですが、再三の登壇、大変恐縮に存じます。宜しくご容赦願います。

議案第99号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、この議場におられる皆さん、それから、恐らくライブ配信されていると思いますが、議会中継をご覧の皆さん、市民の皆さん、天王温泉くらは、先ほど来議論ありましたとおり、市民の健康の増進、福祉の場であります。しかもご案内のとおり、この場所は都市公園である鞍掛沼公園内にあることは十分にご承知のことと存じます。

今、市ではこの都市公園内に一企業の研修センターとどういうものの、3年間のおよそ期間付きのいわゆる昭和工業団地への工場が建設されるまでの現場事務所を設置しようとしています。先ほど来、準備室ということでしたが、変遷して、どうもそのままオフィスになるというふうな答弁もありました。10月の市政協議会のときは、これはやがてくる工場のための準備室だということを明言しております。あれは確か10月の市政協議

会で当局が述べられたもの。今日12月20日ですから、約2か月の間で変遷をしたという事になるかと思えます。

さて、都市公園の持つ本来の目的、役割を考えると、この種の民間施設の設置に強い違和感を持つのは私だけでしょうか。さらに、この現場事務所、当たらなくなりましたね。コールセンターのオフィスが健康増進福祉施設である天王温泉くらの一部を大規模改修をして設置される。市民の温泉が、いつの間にか、2か月前までは思ってもいなかった貸しオフィスになるということであります。基本、私は、自治体運営では、およそ考えられないことを現実に実現しようとしているのが、このたびの条例案改正ではなかろうかと、そう考えております。

それでは、まず反対の根拠の1点目を申し上げます。

都市公園内に企業のオフィスを設置することは、断じて認められないということであります。市長は10月以来、優良企業の誘致のためには行政は最大限の配慮をしなければならない、こう申しております。さらに、明確な根拠を示さずに、この企業は必ず市の雇用対策につながる、また、経済発展につながる、このことばかりを力説をしております。しかしながら、今回の天王温泉くららへのオフィスの設置は、既に企業側では設置場所が決定したやに聞いておりました。にもかかわらず市長が自ら、くららへの設置を企業側に提案をし、働きかけをし、企業の取締役会です承されたものと力強く誇らしげに語っております。見方を変えますと、市長の公約、稼げる力の実現のために、かなりがむしゃらに、強引に推し進めた結果以外の何者でもなく、経済政策を最優先したもので、市民の福祉、健康増進、観光施設という視点、観点を二の次に置くものであり、全く理解できません。鞍掛沼公園は、市内のみならず市外から多くの観光客が訪れる本市にとってブルームッセと共に潟上市の一大観光の顔であります。天王温泉くらは健康増進の場として、これからも市内外から多くの利用者があるであります。ここに一企業の施設を設置することは、果たして認められることでありましょうか。企業がオフィスを設置することによる公園内の例えば駐車場、あるいは交通量の変化などなど、周辺環境は大きく変わることは間違いありません。本来の公園が公園でなくなり、温泉が温泉でなくなるのであります。市民からは到底理解を得られるものではありません。市民の声の代弁者であるこの議席においでの方の議員の皆さん、都市公園、健康増進施設の持つ意味と、これまで鞍掛沼公園、天王温泉くらが果たしてきた歴史的な役割をよく振り返り、これらの役割を今一度冷静に、市民目線で考えようではありませんか。

次に、反対の根拠の2つ目であります。2点目です。

天王温泉くらは、誰のための、誰のものであるか、その根本を私は完全に見失っているんじゃないかというふうに考えております。この条例案の説明の中で指定管理者がその裁量権の中で、先ほども答弁ありましたが、企業の施設の一部を貸し付ける、いわゆる転貸、又貸し行為であります。改装についても指定管理者が許可をすれば法的に何ら問題はないという趣旨の発言、先ほども答弁をされました。私は、果たしてそうだろうか、大きな疑問を抱いております。公の施設である天王温泉くらの管理運営については、提案された指定管理者が行うことを了解して議決をしたものであり、指定管理者が公の施設を転貸したり又貸ししたり、ましてや大規模改修することまでを私ども議会は認めておりません。総務省の見解では、部長は顧問弁護士がこうとか、宅建法に違反しないということを明言しましたがけれども、指定管理者の第三者への転貸、又貸しですね、あるいはテナント貸しは、指定管理者制度の趣旨から好ましいものではないという見解を述べております。にもかかわらず条例を改してまで好ましくないと思うものを、市では半ば強引に進めようとしているのが今の姿であります。その貸し出しも企業が望む令和5年4月からの使用に間に合わせるようには、本来市で改修予算を計上して議会の議決を得るという通常の手段をしては間に合わないということで、そのような理由で借主の企業が改修することを認め、その代わりに賃貸料は無料にするという、行政財産の貸出としては本来有り得ない内容であります。通常では有り得ない極めて異例なものであると市長も産業建設部長も所属委員会等でその趣旨の答弁をしております。そして、さらには部長は、3年後に現場事務所が撤退してからはワーキングスペースとしての利用を想定していると明言しております。恒久的に天王温泉くらは、貸しオフィスとして活用することが、もはや市の既定路線であり、そのような方向にいくんじゃないかと私は大変危惧しております。条例改正により、再び市民のための健康増進施設として、皆さんも記憶にあると思います。コロナ前のあの宴会でのにぎわい、あるいはレストランでの楽しく食事をする姿、大勢の利用者が大広間でくつろぐ天王温泉くらを目にすることは、二度とこないのではないかと、そう危惧しております。天王温泉くらは、公の財産であり、指定管理者、企業の私有物では決してありません。あくまでも潟上市の財産、それは3万2,000人から3万3,000人の市民の大事な大事な財産であることを我々議員諸君は決して忘れてはいけないものであります。

その3点目の理由は、天王温泉くらの存続、新しい源泉の掘削を市では深く検討し

ていないことでもあります。先ほどの答弁でも明らかになりました。市では新たな温泉の掘削は有効活用のできる補助金が現段階では見当たらない、目途がつくまで源泉の掘削は当面見送ると結論づけております。結論を先送りするだけで有効な補助金なしでは、市は動きようがないという、実に私は短絡的な考えではないかというふうに思っています。さらに温泉を休止することによる入湯税の減収分は、原油高・物価高などを理由に、そのまま利用者へ転嫁する予定とも言っております。先ほどの答弁でも、利用料を150円値上げして来年の議会に恐らく提案されるやの答弁が先ほどございました。有効な補助金はなくても、入湯税の有効活用、営業施策の創意工夫、長期的な運営計画などにより新たな源泉の掘削をしていこうという市の前向きな姿勢は何一つ見えず、温泉が休止してからの1年間、どこまで真剣に協議・検討してきたかも、私ども議会には全くわかりません。議会に対して詳細な説明もありませんでした。源泉の掘削を補助金の有無のみで簡単にあきらめて、急ぎ付け焼き刃のように市長が率先して次から次に一企業のために動き、市民不在の施策を強引に推し進めようとしているとしか私には思えません。温泉の継続を望む多くの市民の声に、どれだけ真摯に向き合ったのかを疑問に私は感じております。市長のその姿勢は、決して容認できるものではありません。

まだまだ申し上げたいことはたくさんありますが、主に以上3点が私の反対の主張する理由であります。私も含めた議員、市民は、潟上市への企業誘致、それに伴う経済効果に期待しているのは当然であります。それを全く否定するものではありません。この点については、はっきりと申し上げておきます。私はこのたびの企業の誘致に決して反対するものではありませんが、この進め方、本来の目的からずれている、この姿に大きな違和感と反対の論を唱えざるを得ないのであります。

しかしながら、この条例改正案の提案に至るまでの進め方は、あまりにも短絡的で、実にはっきり申し上げて、視野の狭い局所的な見地にしか立っておりません。条例改正による将来的な市政に与える影響を何ら考えておらず、観光や市民の福祉、健康増進の施策の展望も、何ら示されておられません。まさにその場しのぎの拙速感しか感じられません。聞くところによれば、このたびの12月定例会開会中の先の10日には、企業の社長さんが遠路くらはをわざわざ現地視察に訪れたやの話を聞いております。市では、くらの施設改修に向けてレストラン、厨房の備品などの搬出等のスケジュールも既に作成しているやに私ども伺っております。条例改正が可決されるという前提で現場事務所の名の下に、水面下で着々と進んでいる証拠ではございませんか。研修所なる現場事務

所の設置は、あくまでもよく考えてみれば、企業の内部で解決すべきものであります。行政はでき得る範囲内で協力をするべきものであります。条例を改正してまでの対応は、どんなに理由を並べても、一企業への行き過ぎた肩入れに過ぎません。これはもはや正常な行政運営の姿ではないと、私はそう思います。

私たち議会、議員の皆さんは、絶対に今回のこのケースを見逃してはいけません。潟上市の主人公は市民であることの原点を忘れてはいけません。経済政策、市長の公約最優先だけで、市民に寄り添った心のこもったあたたかい市政運営はできません。その意味からも、私は条例改正には断固、断固反対いたします。議員各位におかれましても、どうか潟上市民の福祉、観光施策、行政財産の持つ意味というものをじっくり広く考えて、真の意味での市民のための市政の在り方を考え、ご賛同賜りますように心から伏してお願いを申し上げます。

令和4年12月20日

市民の声をしっかり市政に届けるために、私も万感の思いで今、反対討論に立たせていただきました。

潟上市議会議員 堀井克見

以上申し上げまして反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

人が発言しているときに、議長ね、何回もチャチャいれてる議員がおりますので、整理してくださいね。

以上であります。終わります。

○議長（小林 悟） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 反対討論はありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 議案第99号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について、私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、天王温泉の利用料は、温泉が出ないということで入湯税が150円が免除され、350円で利用しております。今回の改正は、入湯税の部分を廃止するということで、500円になるということです。物価高騰で燃料費が1.4倍になっていることは理解できますが、利用料の値上げ幅150円をもっと縮めていただきたいと思うものです。これは諸物価が上がっているため、市民生活も苦しくなっていること、そして、もっと集客の

ためにいろいろな知恵を出し、イベントなどをやりながら入浴者数を増やすことで乗り切るべきだと思います。今回の値上げにより、お客さんの利用が減り、減収につながりかねません。

また、ふれあい交流センターの一角を企業に無料で貸すことも提案されておりますが、利用することは反対しませんが、企業への利用料は通常の2分の1とか3分の1にして、利用料をいただくことがよろしいのではないかと思います。

以上が私が反対する理由でございます。

討論を終わります。

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 10対7で起立多数です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩したいと思います。50分まで休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時51分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

【日程第18、議案第100号 潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第18、議案第100号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第100号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第100号、潟上市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

本条例（案）は、情報通信技術の活用による行政手続等の利便性向上を図るため、条

例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、申請等に係る手数料の納付に情報通信技術を利用することを可能とするもので、具体的には、クレジットカード、電子マネーなどによる納付を可能とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

【日程第19、議案第101号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第19、議案第101号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

議案第101号について当局より提案理由の説明を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） それでは、議案第101号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例を廃止する条例（案）についてご説明いたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

本条例（案）は潟上市飯田川保健福祉センターの機能を整理及び移管したことにより、当該施設を廃止するものでございます。

当該施設は、平成9年に建設し、築25年が経過しております。その間、各種検診等保健事業の実施拠点機能が他施設へ集約され、また、永らく入浴施設が故障により休止状態である一方、「若竹児童センター」及び「いたがわ児童クラブ」が移転されたこと

から、施設の機能を整理したものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） これ条例廃止するだけで、今、施設として使っているんですよね。違いますか。何にも使っていないですか。ご説明をお願いします。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

潟上市の飯田川保健福祉センターでございますが、この施設は既に若竹児童センター、また、いたがわ児童クラブとして、児童施設として既に使用されております。現在使用しております。

（「学童保育には使用していないの」の声あり）

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 学童保育というのが若竹児童センターの中にあるいたがわ児童クラブでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

【日程第20、議案第102号 秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第20、議案第102号、秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

議案第102号について当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案第102号、秋田県及び潟上市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてご説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

本案は、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結することについて秋田県と協議を行うため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

連携協約の概要についてご説明いたします。

連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持することを目的とし、その実現のための基本方針として、広域的に自治体の事務を補完する官民出資会社を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進するものでございます。

経費の負担については、令和5年度の当初予算に組織設立のための出資金として110万円の計上を予定しております。なお、組織の行う業務は、経営戦略やストックマネジメント計画などの策定支援業務、市が発注する設計積算や工事監督などの発注者支援業務、職員の技術研鑽のための研修等の技術継承支援でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） ③番のところで経費の負担ということが書いてあります。令和5年度当初予算に計上予定ということで、官民出資会社設立に係る出資予定金額110万円とうたっておりますけれども、これは出資予定金額であって、そうすれば毎年の経費はどういうふうになるのかという、出資というか経費、会議費等あるとは思いますが、そこら辺は見込みはどうなりますか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この出資会社について、来年度以降の経費のことでございますけれども、市の方で経営戦略やストックマネジメント計画の策定支援事業や市が発注する設計積算などの発注者支援業務をお願いする場合は費用がかかりますけれども、お願いしない場合は費用はかかりません。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） お願いする場合は費用がかかるということで、どのくらいなのか、そしてまた、お願いすべきことが今現在あるのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

費用についてですけれども、お願いする業務の内容によって変わってくるわけですが、例えばストックマネジメント計画ですと水道の場合ですと年間700万円等の委託料が発生しておりますので、それに似たような金額になるものと思われま

す。あともう一つ、現在のところ、委託する予定はございません。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

【日程第21、議案第103号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第21、議案第103号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第103号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第103号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき潟上市有線放送電話施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体は、「潟上市飯田川下虻川字八ツ口70番地 一般社団法人潟上市有線放送電話協会 代表理事 門間 勉」でございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） この有線ですが、話を聞くと廃止するとか何とかって話もありましたが、また5年延長されるようですけども、拡大する計画はありますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、またこの5年間でこの後の有線放送の存続するのか、廃止するのか、そういったところも試算しつつ、市民、それから議会の皆様のご意見を聞きながら、この5年間で方向性を定めていきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 私いつも言うんですが、大変便利な機械で、うちの中にいけば、はっきり物事聞こえるし、火災発生でもどこそこってはっきりいうし、私、昭和にいれば防災無線は聞こえません。というので便利なので、放送範囲拡大しますかって聞いたんですが、ここ一点。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設の範囲を拡大するのかというご質問だと思いますが、まず今の施設、老朽化もしてきておりますので、まず5年間、この施設を現状の状態で使用していけるように適正な管理を行っていききたいと考えております。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 井川との協定結んだとかっていう報道ありますけども、どういう契約というか、どういうシステムなってるの。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

井川町とのやり取りにつきましては、飯田川地区だけの範囲が、井川町も有線放送が設置されておりますので、それが内線電話と同じような形でやり取りができるということでございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

【日程第22、議案第104号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第27、議案第109号 令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について まで】

○議長（小林 悟） 次に、日程第22、議案第104号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第27、議案第109号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第104号から議案第109号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第104号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）から議案第109号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）までの補正予算の大綱についてご説明いたします。

説明資料の22ページをお願いいたします。

はじめに予算規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額164億7,203万円、補正額4億3,605万1,000円、補正後の額169億808万1,000円でございます。前年度12月補正後の予算との対比は5億2,289万7,000円、3.2パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が2億5,852万6,000円、一般財源が1億7,752万5,000円で、内訳は資料に記載のとおりでございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は、(1)国民健康保険事業400万7,000円、(2)後期高齢者医療11万8,000円の減額、(3)介護保険事業109万4,000円でございます。

3の企業会計の補正額は、(1)水道事業1,983万7,000円、(2)下水道事業648万5,000円でございます。

次のページ、24ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

本補正予算では、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費及びエネルギー・物価高騰に対応する経費、重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業並びに給与改定による人件費等について計上しております。

1、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格・物価高騰対応の(1)新型コロナウイルスワクチン接種事業2,996万9,000円は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化を予防するため、生後6か月以上4歳以下の乳幼児に対するワクチン接種と、オミクロン株に対応したワクチン接種を実施するものでございます。

(2)放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業8万円は、エネルギー価格高騰に伴う民間放課後児童クラブの光熱費負担軽減を図るため、潟上市内の施設に対し、児童1人当たり2,000円補助するものでございます。

次のページ、25ページをお願いいたします。

(3)保育所等物価高騰対策事業196万5,000円は、エネルギー・食料品価格高騰に伴う民間保育施設等の光熱費や給食費の負担軽減を図るため、潟上市内の施設に対し、利用児童1人当たり光熱費分として7,100円、副食費分として3,240円を補助するものでございます。

(4)かたがみエコライフ応援事業5,036万2,000円は、省エネ性能の高い製品への買替えをする世帯に対し、購入費用の一部を助成するものでございます。10月27日の臨時議会で予算を議決いただき、同日から事業を開始いたしましたが、予想を超える申請があったことから、助成金の追加と事業期間の変更を行うものでございます。

次のページ、26ページをお願いします。

2、「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業の1「稼げる力」の創造の(1)農業振興事業773万5,000円は、産地間競争に耐えられる経営体や集落営農組織の育成のため、各種支援を行うもので、実績見込によるものでございます。

次の27ページをお願いいたします。

2の「支える力」の創造の(1)介護給付費・訓練等給付事業等4,284万円は、障がいのある方が地域の中で自立した日常・社会生活を営むために必要なサービスを受ける費用を給付するもので、実績見込によるものでございます。

(2)福祉医療給付事業2,032万1,000円は、高齢身体障害者及び重度心身障害者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費自己負担分を助成するもので、実績見込によるものでございます。

(3)子どものための教育・保育給付事業1,481万6,000円は、子ども・子育て支援新制度に基づき、潟上市立施設以外の施設の利用に対する経費を支援するもので、実績見込みによるものでございます。

(4)不妊不育治療費助成事業176万1,000円は、不妊や不育症に悩む方の経済的・精神的負担を軽減するため、治療に要する費用を助成するもので、実績見込みによるものでございます。

(5)未熟児養育医療給付事業101万8,000円は、未熟児の健やかな発育を促すため、養育医療に係る費用の一部を助成するもので、実績見込みによるものでございます。

次のページ、28ページをお願いいたします。

(6)市道整備事業1億6,300万円は、通学路の安全確保のため、市道二田追分線の歩道設置、道路拡幅を行うもので、国の第2次補正により補助事業が採択されたことによる追加でございます。

事業内容は、補償費算定委託、積算委託、改良工事で、工事箇所は潟上市天王字細谷長根地先で、資料に添付しております位置図のとおりでございます。

(7)給食備品更新事業203万5,000円は、小学校の給食備品である消毒保管機が故障し、修理不能となったため、緊急に更新するものでございます。

次に、3「考える力」の創造の戸籍情報システム改修事業473万円は、法務局の戸籍情報連携システムと連携し、本籍地以外の自治体との情報のやり取りや戸籍証明書等の広域交付ができるよう、システム改修を行うものでございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。

3、その他の(1)人件費の補正額が2,410万9,000円で、①給与改定による人件費の補正が1,503万8,000円、②実績見込みによる人件費の補正が907万1,000円で、内訳は資料に記載のとおりでございます。

次の30ページをお願いいたします。

(2) 公共施設等の光熱水費・燃料費高騰対応8,379万2,000円は、エネルギー価格の高騰に伴い、公共施設や指定管理施設の光熱水費や燃料費、指定管理料を増額するもので、内訳は資料に記載のとおりでございます。

次のページ、31ページをお願いいたします。

このほか、繰越明許費補正2件、債務負担行為補正1件、地方債補正3件並びに継続費補正1件を計上しており、内容は資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） はじめに、日程第22、議案第104号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。17番佐藤敏雄議員。

○17番（佐藤敏雄） 私から、かたがみエコライフ応援事業について何点かお尋ねしたいと思いますが、以前の当局からの説明では、5,000万円に至った時点で先着順だという説明であったと思います。好評につき約5,000万円を追加するものでありますけれども、現時点でどのぐらいの申請があって、そして対象が12種類の中でどのような製品の申請が現時点多いものなのか、それから助成期間の追加と助成金額の追加であるとのたがいまご説明でありましたけれども、非常に好評であるということであれば、今後も追加を検討されるものなのか、現時点でお答えできる範囲で結構ですので、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

申請件数であります。12月13日火曜日、先週火曜日の申請受付分までで991件であります。

製品ですが、多い順に、電気冷蔵庫が23.8パーセント、2番目がストーブで14.4パーセント、3番目がエアコンで12.3パーセントであります。

今後の追加の検討であります。こちらの予定としますと、1月15日の購入分までとし、事業期間申請については1月31日と考えております。

○議長（小林 悟） 17番佐藤敏雄議員。

○17番（佐藤敏雄） ありがとうございます。私は反対するものではなくて、むしろこれは生活に直結する事業でありますので、是非とも今後、国もしくは県からの助成金があれば追加助成していただきたいことも申し上げまして私の質問を終わらせていただ

きます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ただいま説明を受けましたけれども、告示になった段階での補正予算と、その後、最終日まで、16日までに人事に関わる、人勧に関わる給与等、またはその他補正したいという話は聞いておったけれども、16日が審議未了になったためなのか、ここに補正予算額としては当初なかったものが、話があっただけのものが追加されているわけで、この表現は悪いけれども、あつという間にこの書類が整備されて、こういうふうの説明資料が出てきて、例えば道路の1億6,300万円という金額、こういうのが出ているわけですので、今の総務部長の説明だと、こういうことの説明以上はないでしょうが、もう少しわかりやすく経緯を説明していただかなければ、本来であれば予算委員会を開催し、委員会に付託して審議をし、その委員長報告なり審議の内容が報告された後に討論をしながら賛否をはっきりするという形になるものが、議運も開催されず、予算委員会の付議も付託もされずに、ここに堂々と土俵に上がってくるというのは、果たしてこれいいのかと。これは誰の策でこういうことをやってるんですか。私は、議長、こういうときに当局から出てくるこういう資料を見て、読んで、あれっと思って、これは無理でないとかさ、これはちょっととかさ、あつてしかるべきだと思うんですよ。歳入歳出並びにこの補正の予算の組み方で、数字はみな合ってると思うんですけども、この辺のところの説明が不十分ですので、もう一度ですよ、今日の日臨時会に補正予算を追加している内容については、懇切丁寧にするべきでないですか。当局の見解を求めます。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

追加提案する予定であった予算でございますが、先ほどご説明した中の25ページのかたがみエコライフ応援事業、この事業と、それから28ページの（6）の市道整備事業、それから（7）の給食備品更新事業、これに人勧に伴う人件費の補正、これを追加提案する予定でございました。これが流会になったために、最初に上げた補正予算と一緒にしまして、これを新たに提案をしたということでございます。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） あなたは議長としてね、こういうふうに当局から提案されたものを、うのみとはいわんけれども、これは少し無理があると。審議未了になった部分だけ今日

やるべきものであって、これに更に追加だか増加だかわからない予算案並びにこういうものを出すなんていうのは、議会に対する当局の姿勢、いかがなものかと思えますよ。こういうところで議長は、これはこうだ、これはこうしてほしい、こうなるよというところを考えるのがあなたの仕事でないですか。その中で道路拡張に1億6,300万円の大枚のお金を、国の2次補正で補助があるからこれをやるといっても、この冬期間に、3月まで完成するわけがない。誰がこの冬期間にこの仕事できますか。できない予算をこのように一緒にやって繰越明許をやって来年まで完成すればいいということでは、まかり通らないと思えますよ。まして、南中から歩道、ずーっと男鹿線を越えて、家を寄せて、土地を買収し、移転費用をかけて、ずーっとやってきて、今、子どもがいない、ましてや自転車通学できないでしょう、歩道の上は。自転車は軽車両だから歩道は走られないのですよ。道路を歩いていくよりないんですよ、自転車は。出戸地区も人口減少なんですよ。出戸新町も戸数がどんどん減ってるんですよ。そういうところにバスを通してやったことはいいけれども、ここまでお金をかけて、費用に見合った効果が出るかといえば、私は出ないと思う。当局にもう一回見解お願いする。市長並びに副市長、答弁お願いしますよ。これは取り下げるべきだ。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

戸田議員のおっしゃるとおり、今から工事をしたのでは到底間に合わないというのはそのとおりでございますので、今回、繰越明許費の方にこの事業費全てを計上しております。

今回の補正予算に上げた理由といたしましては、補償費の算定委託料や積算委託料等の委託の部分が今年度中に実施、発注が可能ですので、その部分を考えて今回の予算計上とさせていただきます。

あと、この道路の幅員等、子どものことですけれども、この事業自体、通学路の安全確保の目的のために実施している事業でございますので、おっしゃるとおり児童・生徒の数というのは減っていているというのは事実だとは思いますが、この一級市道に関して交通量も多いことから、やはり歩車、車道と歩道を分離するというのは安全対策のためには必要と考えて実施しております。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 追分地区や出戸地区の人口増に伴って南中への通学者多しと、歩車
区別すると、その論理に間違いはありません。あなた方の言うとおりで。じゃあ東湖小
学校をやめると。塩口から通う子どももいなくなったと。大崎から来る子ども方の天小
までの歩道どうしますかとか、東湖小学校へ通っている子どもたちの天小への通学道路
をどうしますか。これは合併してからだという話では遅いんです。今から計画立てて、
3年計画で、天王本郷から、児玉の何番地かの天王小学校への道路を拡幅して歩道を作
ると。今、天小のグラウンドから角まではグラウンド側に歩道あるけども、その先は民
家があって、そっからは何もない。こういう現状からすると、住民、市民は、何でこん
な作り方をして、途中でやめているんだと。なぜ三軒屋の方だけ、出戸新町、細谷まで
拡幅するんだと。無茶だと言ってますよ、やってることが。これはお年玉か、誰かの。
サンタクロース来たのかな。これはね、うまくない。取り下げるべきです。

以上。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は
起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第23、議案第105号、令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第106号、令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第107号、令和4年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第108号、令和4年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)

(案) について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第109号、令和4年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和4年第4回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午後 3時35分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 伊 勢 潤

〃 署名議員 佐 藤 敏 雄